

令和3年度 第2回 京丹後市国民健康保険運営協議会

1 日 時：令和4年2月4日（金）午後1時30分から午後2時55分

2 場 所：京丹後市役所 峰山庁舎 201会議室

3 出席者：被保険者代表委員

粟倉小夜子、本田佳美、西途陽子、森益美

保険医・保険薬剤師代表委員

森岡信明、赤木重典

公益代表委員

安井美佐子、伊藤位豆子、森口紀子、山崎淳之、橋本昌明

事務局

市民環境部 柳内部長 保険事業課 中村課長、田中課長補佐、佐川係長

健康推進課 金木課長、丸山課長補佐 税務課 中島課長、川戸課長補佐

欠席者：上羽清美、高田和之、上田誠、船戸一晴、山田一貴

4 議 事：（1）京丹後市国民健康保険条例、京丹後市国民健康保険税条例の改正について

（2）令和4年度市町村国保事業費納付金の算定結果について

（3）令和4年度京丹後市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

（4）その他

5 公開又は非公開の別：公開

6 傍聴人の人数：なし

7 要旨：次のとおり

#### 事務局

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は各委員におかれましては、御多忙の中、令和3年度第2回京丹後市国民健康保険運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日、司会を担当させていただきます、市民環境部長の柳内でございます。よろしくお願いいたします。本日の協議会は、上田委員、高田委員、上羽委員、山田委員の4名が御欠席の旨連絡を頂いています。船戸委員がお見えになっていないのですが、追ってお見えになると思います。京丹後市国民健康保険条例施行規則第6条によりまして、過半数の委員の御出席がありますので、会議が成立しておりますことを御報告します。なお、本日の出席者につきましては お手元に座席表を配布しておりますので御確認をお願いします。それでは令和3年度第2回京丹後市国民健康保険運営協議会の開会にあたりまして 山崎会長様から御挨拶を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。

#### 会長

皆様、こんにちは。ご苦勞様です。新型コロナウイルスはデルタ株からオミクロン株に代わりまして急激に感染拡大をしております。京丹後市におきましてもこの1週間ほど前から、相当数が報告されています。本日の会議につきましては、感染対策については、万全な対策で臨んでいますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。御案内の事項3つについて、事務局より説明を受けた後、皆様方の御意見を伺いたくと思いますが、なにぶんこのような状況ですので、スムーズに会議が進みますよう御協力をお願いします。

事務局

ありがとうございました。ここで市長から御挨拶を申し上げるべきところですが、他の業務の関係で出席することができません。ご了承をお願いします  
最初に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

———— (配布資料の確認) ————

それでは1点お願いを申し上げます。発言につきましては、職員がマイクをお渡ししますので、マイクを通じて御発言をお願いします。また発言後のマイクにつきましては、その都度、除菌をさせていただきますので、マイクを職員にお渡しいただきますようお願いします。

それでは、京丹後市国民健康保険条例施行規則第6条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、これより先は、会長へ議事の進行をお願いしたいと思います。会長よろしくをお願いします。

会長

はい、それでは議事に入らせていただきます。会議に先立ちまして、議事録署名委員をお願いしたいと思います。西途委員さんと、森委員さんを指名させていただきます。よろしくお願いします。

それでは、次第に従いまして、5. 協議報告事項(1) 京丹後市国民健康保険条例、京丹後市国民健康保険税条例の改正について、事務局から説明を受けたいと思います。

事務局

失礼いたします。報告事項になりますが、京丹後市国民健康保険条例、京丹後市国民健康保険税条例の改正につきまして御説明させていただきます。

———— (資料1により説明) ————

会長

ありがとうございました。中村課長より国民健康保険条例と国民健康保険税条例の改正についての説明をしていただきました。御質問等がございましたらお願いします。

委員

私の聞き間違いかも知れませんが、「国民健康保険税について」の16ページで、世帯構成の例の70代夫婦2人世帯のところ、後期高齢者の話が出たようですが、後期高齢者は75歳以上だと思うのですが、その部分が分かりにくかったので教えてください。

事務局

国民健康保険税において、70代夫婦の場合、介護分はないのですが、医療分と後期高齢医療支援分については、国保加入者全員に賦課しております。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他にございませんか。

委員

「国民健康保険税について」の最終ページ、20ページで、資産割の課題が明確に書かれていまし

てよく分かるんです。それで、例えば、京丹後市の場合、この課題はきちっと明確にされているんですが、今後の方向はありませんか。

#### 事務局

京丹後市でも、これは課題として認識はしているのですが、現状、まだこの4方式のままで課税をしております。

他の市町村では、この資産割を廃止しているところが結構見られます。市議会の一般質問でもその辺を検討していくべきではないかという質問を頂いております。一方で資産割を削減しますと、必要な国民健康保険税の枠というのは確保する必要がありますので、資産割を減らした分を所得割だとか均等割、あるいは世帯割を増額して負担していただくという大きな課題がありますので、その課題をどう解決していくかというのが、今の京丹後市の状況になっています。今後、検討していくような状況です。

#### 委員

固定資産の価値観ですが、昔はそれなりに価値があったと思うのですが、固定資産を持っているからといって現金化するわけでもないので、特に若い方は、ずっと先祖代々の土地とか現金化が見込めない中での課税というのは厳しいものがあると思います。できれば早急に、資産割があるのは、府下で市では京丹後市と宮津市だけだと報告もありましたので、急激に変化しなくてもいいですが、少しでも工夫を取り入れたようなものが前進できればありがたいと思います。

#### 会長

他にございませんか。

#### 委員

資産割の件で、その状況見ていると、私の近所でも働いていて農地とか相続するわけですが、実際自分で耕作することができないから、ほとんど別の方に預けているんです。実態としては、そこでの収入はほとんどなくて、むしろお金を払わないといけない状況になっているのが実態だと思います。そういう意味で、先ほどおっしゃったように資産割のあり方を、基本的にもう少ししっかりと論議しておく必要があるのではないかと思います。

#### 会長

他にはございませんか。

#### 事務局

資産割のあり方につきましては、過去にこの運営協議会でも御議論いただいております。平成29年頃だったと思います。その段階でこの運営協議会としては、京丹後市においては資産割を継続していくべきだという御意見を頂いております。一方で、今このような御意見を頂いておりますので、引き続き今後、資産割の関係につきましては、御意見をいただければと思います。

#### 会長

他にございませんか。

#### 委員

今までなかった分かりやすい資料を作ってください、ありがとうございます。ですが、5ページの「4人×均等割」「5人×均等割」になっているので、資料的に逆の方がと思いますので、今後資料を変えられたらどうかと思います。

会長

他にございませんか。たくさんの御意見をいただいております。資産割の話も大事なことで、今後、大きな課題になってくると思っています。今日は、国民健康保険条例の改正につきましては、出産育児一時金の改正では42万円の総額は変わりませんので、皆さん方に負担がかかることではないことを御理解していただいたと思います。国民健康保険税については先ほど、丁寧な国民健康保険税とはという説明をしていただき、大変分かりやすかったのですが、その中で、今回の改正につきましては、就学前のお子さんの均等割を安くすることで、来年度6月に来る保険税が少し安くなるということで御理解をいただいたと思います。その他につきましては、課税の仕方、資産割について、府下の市では京丹後市と宮津市が依然として残っているということで、毎年状況が変わっていく中で、事務局の方でも検討いただかないといけないと思っていますし、この協議会においても検討課題として思っています。

他にはございませんか。

では、協議報告事項(2)令和4年度市町村国保事業費納付金の算定結果について及び(3)令和4年度京丹後市国民健康保険事業特別会計予算(案)について、事務局より一括で説明を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局

失礼いたします。納付金の算定結果と令和4年度京丹後市国民健康保険事業特別会計予算(案)について御説明させていただきます。

———— (資料2・3により説明) ————

会長

ありがとうございます。納付金の算定結果と令和4年度特別会計予算案について説明をしていただきました。御意見等ございましたら、お願いします。

委員

送ってもらった国保新聞で、社会保険の適用が広がって、国保の人が少なくなるということで、資料3の2ページで、令和4年度見込みとして、被保険者数が少なくなるを書いてありますが、そういうことも影響しているのでしょうか。

事務局

もちろんそういうことも影響しております。まず今、団塊の世代の方が75歳に到達をするのは、今年になりまして、その方たちが多くて国保から後期高齢者医療に移行されるということと、また、社会保険の適用事業所が増えてきて、出来るだけ社会保険の方に入ってもらってということも影響があります。これは、社会全体で事業者も含めて医療保険を充実していこうという流れではないかと思っております。

会長

他にございませんか。

資料4を見てください。歳入と歳出がありまして、繰入金の3番目に未就学児均等割保険料繰入金が先ほど説明がありました、未就学児の保険税均等割が減る分、国、府、市に補ってもらっている部分です。あと気になったのは、資料2の4ページで、京丹後市の1人当たりの所得が昨年に比べて上がっている、去年は与謝野町のとなりくらいだったものが上がっているとの説明でしたが、国保税も令和4年度上がっているということは、昨年度はコロナの影響により所得の見込を低くみすぎたのでしょうか。

事務局

税務課の中島と申します。よろしくお願ひします。所得が上がった要因としましては、コロナ関係の補助金が特に自営業者等にありまして、経費が補助金にはつかない関係から、所得が増えたのではないかと分析しています。

事務局

所得の関係で、整理させていただきます。2つの要因があります。1つは、資料3の4ページをお開きください。税務課長が答えた部分については、この部分になります。ここでは国民健康保険税について明記しており、「令和4年度は前年度と同じ保険税率、税額で算定しています。税込総額は被保険者数の減少はあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少を見込んだ前年度令和3年度に対し、令和4年度は現状の課税状況、つまり令和3年度の現状の課税状況により算定した結果、前年度比6,432万5千円の増収としています。」ということで、国民健康保険税の所得の関係を、税務課長から回答いたしました。令和3年度につきましては、新型コロナの関係が非常に大きく影響し、所得も大きく減少すると見込んでいたのですが、国民健康保険に加入されている例えば事業をされている方については、売上が減少しておりますので、国より持続化給付金という必要経費のかからない大きな金額が支払われておりますので、当初見込んでいた所得の減少とはならなかったということです。これが、国民健康保険税の所得の関係です。もう1点会長さんが質問されています、資料2の4ページの部分の京丹後市の位置について、昨年度より医療指数及び所得も伸びている点については、担当から回答させます。

事務局

医療費が昨年度に比べまして、コロナの影響による受診控えが収まり、伸びているという状況がありますので、医療指数も京丹後市は上がっています。所得が増えた要因につきましては分析ができておりません。申し訳ありません。

会長

他にございませんか。

委員

先ほど、委員さんが国保新聞のこと言われたのですが、私もざっといつも斜め読みしているのですが、その中で、診療の中身が国保の加入者は、他の保険に比べて精神科を受診してる診療費が突出しているというような内容がありました。全国的なことだと思いますが、それが例えば京都府とか京丹後市でもそういう分析がされていて、全国的な傾向と同じような事なのかどうか、分かっていたら教えてください。

事務局

精神科の受診なんですけど、増えております。精神科にかかる方は、働くことが難しい方がおられて、国保加入の方が割と多いと思います。資料4で、歳出の2番の保険給付費の6番に、精神・結核医療付加金があります。これは、障害者福祉課で持っている精神科の自立支援医療の通院費に1割分を補助しています。国保が独自で行っている制度で、これが年々増えていきます。自立支援医療を受ける方が多くなってきていることを障害者福祉課から聞いています。これは以前より精神科受診のハードルが低くなった部分もありまして、以前は行きにくかったり、本当に重度になってからしか通院されなかった方たちが、割と早めの段階で精神科を受診して治療を受けられていることもあって、人数も増えており、医療費も増えてきているという状況がございます。

会長

よろしいでしょうか。その他ございませんか。

## 委員

均等割のことですが、就学前の子どもについては1/2軽減されるということを聞かせていただいたのですが、均等割は収入がない人には結構負担がかかっているのは、やっぱり子育て世帯の中にはあるんじゃないかと思います。全国的には25自治体ぐらいが、もう少し上の世代まで均等割を軽減したり、高校生までも均等割を軽減しているところがあります。子育て支援を京丹後市は前に出しているのですが、財源がないと言われればそれまでですが、やはり地方自治は、市民の命と暮らしを守るというところを大事にしてほしいと思っている関係で、その論議があるのであれば聞かせていただけたらと思います。

## 事務局

その点につきましては、議会の一般質問で、もう少し年齢を上げて独自でも軽減したらどうかという質問をされたこともあるのですが、医療費が伸びて納付金も伸びている中で、財源をいかにして捻出するかということになると、非常に難しい部分もあります。委員さんが言われたように、子育て支援という点では効果があり、いいことだと思うのですが、医療費の支出に対して保険税を集めないといけない部分がありますので、今の段階では難しいと思っています。未就学児の均等割の軽減については、ずっと地方から国へ要望をしており、やっと未就学児分が半額になったということがあります。今後、それ以上に負担の軽減をということを、知事会や市長会から国へ要望がいつておりまして、子育て支援のためにも負担を軽くするよう要望を続けていきたい思います。

## 事務局

補足をします。今、課長が言いましたように、市議会の一般質問でも子供の均等割について、18歳まで全額免除にするべきではないかという御質問をいただいております。その経過につきましては、今、課長が報告したとおりです。問題は、今回予算に上げております京都府への納付金が毎年大きな金額で増減して請求があります。平成29年度までは各自治体で国保会計を担っていたのですが、平成30年度からは京都府が財政の運営をすることになりました。2年目の令和元年度にいきなり大きな京都府への納付金の金額が示されまして、その段階で、国民健康保険税プラス手元にあるお金で納付金を賄うことができませんでしたので、令和元年度に大変申し訳ないですが、10%弱の値上げをし、京都府へ納付金を納めることができました。令和2年度、令和3年度につきましては、値上げをしなくても納付金を賄っておりました。今回は先ほどの報告のとおり、京都府への納付金がすごく大きく増えました。その関係で、何を充て込んだかということ、例年ですと前年度から繰り越すお金は、1千万円程度しか予算としては確保していないですが、手元の方に現在黒字として4億円程度のお金がありますので、その中からお金を工面して余ってるお金を納付金に充て込むことで、国民健康保険税の値上げをすることがないようしておるのが、今回の予算の状況となります。従いまして、お金があるからといって、子どもの均等割を軽減したいんですけども、今後引き続き京都府への納付金が大きく増える可能性もありますので、繰越金は黒字ですが、その辺をしっかりと確保しながら、今後の京都府への納付金への対応、国民健康保険税の値上げをしなくても対応ができるような形でやっていきたいという、そういった来年度の予算内容となっております。以上です。

## 会長

はい ありがとうございます

それでは、協議報告事項の(2)令和4年度市町村国保事業費納付金の算定結果について、及び(3)令和4年度京丹後市国民健康保険事業特別会計予算(案)についてはこれで終わります。協議報告事項の(4)のその他について、何かありますか。

## 事務局

健康推進課の金木と申します。よろしく申し上げます。

お手元に参考資料ということで、令和4年度の総合健診の御案内の資料をお配りさせて頂いております。

ます。こちらの御案内につきましては、この後 2月 10 日を目処に、全ての世帯の皆さんにお送りをさせていただくこととしております。そこにも書いておりますけれども、お申し込みの期限は 3 月 10 日までとさせていただきます。令和 4 年度につきましては、5 月 17 日から 8 月 19 日まで計 10 会場、38 日間で実施をして参りたいと考えております。後日、皆さんのご家庭にも御案内が届くと思いますので、是非申し込みをして頂きたいと思っております。よろしくお願ひします。以上です。

会長

ありがとうございました。御質問はないでしょうか。

委員

先ほどの未就学児の 5 割軽減というのは、来年度から国が主導してスタートした制度と理解してよろしいですか。負担は国が 1/2、府が 1/4、京丹後市が 1/4 で。思いとしては、軽減の拡大をしたいけれどというところですが、今はお金をそちらに使える状況ではないという理解でよろしいですか。

事務局

ありがとうございます。そのようなことでございます。

会長

本日の協議報告事項等の議題が終了しましたので、事務局へ進行をお返しします。

事務局

ありがとうございました。国保会計、京都府への納付金という部分で今回、国民健康保険税だとか今まで対応していた予算だけでは賄えないということで、今、余っているお金の 9,000 万円近くを注ぎ込んでいかなくてはならないという状況を御理解いただけたと思います。今回、御報告しました予算をもちまして、3 月定例会に来年度予算の議案として上げていき、議会で御審議いただくことになります。ケーブルテレビで放映されますので、ご覧をいただければと思います。

それでは閉会にあたりまして、橋本副会長様より御挨拶をいただきたいと思ひます。

副会長

お忙しい中、こうして集まっておいただき、いろいろ慎重に御審議いただきましたことをまずお礼を申し上げたいと思ひます。また行政のほうは、ほんと限られた予算の中で、いろいろと工夫をして頂いてるということも聞かせて頂きました。本当にありがとうございます。

このメンバーに選ばれて、新聞やニュースを見ていると、やはり医療に関わる分野に目や耳がいくのですが、前回私もお話した中で、テレビっ子だという話をさせていただきました。今でも、朝はテレビのタイマーで目が覚めて、帰ればずっとテレビがついていて、夜寝るまでタイマーで子守唄がわりにテレビの音が流れている生活を送っています。もう 1 つ好きなことがあります。活字が好きで、朝、最低 4 紙は目を通すようにしています。そんな中で、今日お話を伺う中で、リンクする部分で少し話をさせていただきたいと思ひます。衛星放送の放送大学の講義を見ており、近代史の講義でこんな内容がありました。先進国と言われてる国の平均寿命、乳幼児の死亡率が表にありました。平均寿命、日本はトップクラスなんですけど、意外なところでアメリカが 1 番下でした。アメリカは 78.5 歳なんです。日本から比べるとかなり低いです。世界でも 40 位の位置にあるそうです。先進国ではダントツで下位なんです。そして乳幼児の死亡率は、日本は大体、千人あたり 1.8 人、それに対してアメリカは 5.6 人なんです。経済制裁を課してるキューバよりも死亡率が高いんです。ご承知のように多分、医療制度が整ってなくて、医療にアクセスすることが難しいという中での結果だろうなと思ひています。さらに付け加えた資料の中に、各国の軍事費とのリンクを表していた表がありました。アメリカはダントツに多く、人口比で言うと日本の大体 3 倍くらいでしょうか。なのに軍事費で言うと大体 16 倍です。世界の軍事費の 1/3 強くらいを使っているんです。そういう中で医療費に回すお金がなかなか捻出できないというのが実態なのかと、そんなことを思いながらその講座を

聞いていました。振り返って日本のことを考えてみますと、日本国憲法がベースになると思うのですが、憲法は基本的に国を縛る法律で、第1章天皇、第2章戦争の放棄、第3章に国民の権利と義務について書かれていると思うのですが、国民にはこういう権利があって国はこうしなきゃいけないっていう論調で書かれている中に、25条が健康保険に関わる部分だろうと思います。「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という、ここに立脚していると思います。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない、ということで国に縛りをかけている。その中で国民健康保険も大事な役割を果たしてるんだらうなという意味では、どなたも医療にアクセスできる環境を作っておくことはとても大事なことだと改めて思いました。

地方自治体は一生懸命頑張っているけれども、国も、もう少し責任持つてということを知事会でも市町村議会でも言っていると思うんです。だから我々も確信を持って言っていることなんじゃないかと、次年度の予算について聞かせていただきながら思ったということで、最後に付け加えてさせていただき、今日の会議を終わりたいと思います。ありがとうございました。

一同

ありがとうございました。お疲れさまでした。(閉会) 解散 14 : 55